

## 令和3年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

### 1 査察調査の概要

#### 【令和3年度の取組】

##### ○ 検察庁に告発した件数は9件

令和3年度において、査察調査に着手した件数は12件でした。

令和3年度中に査察調査を終了し処理した件数は13件、そのうち検察庁に告発した件数は9件であり、告発率は69.2%でした。

##### ○ 脱税総額（告発分）は7億8,300万円

令和3年度に告発した査察事案に係る脱税総額は7億8,300万円であり、1件当たりの脱税額は8,700万円でした。

##### ○ 悪質性の高い消費税受還付事案を告発

国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い消費税不正受還付事案に積極的に取り組み、輸出免税制度を悪用した事案を告発しました。

その他、建設業者による取引先と通謀した外注加工費の水増し計上事案や、野菜栽培農家による販売金額の一部除外事案などを告発しました。

#### 【令和3年度中の判決状況】

##### ○ 13件の一審判決全てに有罪判決

令和3年度中に一審判決が言い渡された件数は13件であり、いずれも有罪判決が出されました。

## 2 重点事案への取組

令和3年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和3年度は3件を告発しました。また、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であり、令和3年度は1件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 3	件 1	件 5	件 2	件 3

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含み、消費税不正受還付事案については下表参考のとおり。

#### (参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 1	件 1	件 1	件 0	件 1
不正受還付額	千円 424	千円 1,893	千円 162	千円 0	千円 59,843

(注) 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

### (2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和3年度は1件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	内 1 件 5	内 0 件 0	内 2 件 3	内 1 件 4	内 0 件 1

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

### (3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、国際事案について積極的に取り組み、令和3年度は2件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 1	件 0	件 4	件 0	件 2

### 3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、先物取引等への投資のほか、脱税者が費消していた事例もあり、不正資金の一部から、高級腕時計が購入された事例、国内外旅行やクラブでの遊興費として支出された事例などもみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、個人名義で契約した貸金庫の中に現金を隠していた（法人税法違反）事例などがありました。

## 4 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				
	平成 29	30	令和 元	2	3
着手件数	17 件	17 件	14 件	11 件	12 件
処理件数(A)	17	18	17	8	13
告発件数(B)	16	12	13	6	9
告発率(B/A)	94.1 %	66.7 %	76.5 %	75.0 %	69.2 %

### (2) 脱税額の状況

項目	年度					
	平成 29	30	令和 元	2	3	
脱 税 額	総額	1,440 百万円	1,059 百万円	1,399 百万円	377 百万円	1,074 百万円
	同上1件 当たり	85	59	82	47	83
	告発分	1,390	941	1,260	327	783
	同上1件 当たり	87	78	97	54	87

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

区分	年度				
	平成 29	30	令和 元	2	3
所得税	4 件	3 件	1 件	0 件	1 件
法人税	7	8	7	4	5
相続税	1	0	0	0	0
消費税	内1 3	内1 1	内1 5	内0 2	内1 3
源泉所得税	1	0	0	0	0
合計	16	12	13	6	9

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度		令和		
	平成 29	30	元	2	3
所得税	百万円 357	百万円 417	百万円 228	百万円 0	百万円 145
法人税	664	493	713	237	255
相続税	118	0	0	0	0
消費税	171	31	319	90	383
源泉所得税	80	0	0	0	0
合計	1,390	941	1,260	327	783

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和元		2		3	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
人材派遣業	3	建設業	2	製造業	2
建設業	2	—	—	—	—
教育、学習支援業	2	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
		判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和 元		件 18	件 18	% 100.0	人 0	百万円 42	月 13.1	百万円 12
2		2	2	100.0	0	42	12.0	6
3		13	13	100.0	0	45	16.0	14

(注) 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。